# 宇部総合サービス

# 私達の行動基準

#### はじめに

宇部総合サービスの役員及び社員が日々の業務を遂行するにあたり、企業倫理と法令に 則り、適切に行動するための基準として、宇部総合サービス「私達の行動基準」を取りまと めました。

この「私達の行動基準」はVII章で構成され、①ステークホルダー(利害関係者)毎の「企業(宇部総合サービス)の社会的責任(CSR)」や②この行動基準遵守のための仕組みを定めました。

私達宇部総合サービスは、この行動基準を活用した企業倫理と法令にかなった行動により、社会の信頼を高めるとともに、私達宇部総合サービスの役員及び社員を不正・不祥事からも守り、宇部総合サービスの持続的な発展に努めてまいります。

2023年4月1日 (株) 宇部総合サービス 取締役社長 古谷 浩

#### I. 総則

- 1. 私達の行動基準に基づく行動
  - ・私達の行動基準は、企業倫理と法令を遵守するための基準であることをよく認識し、常に、この基準に基づいた行動に努める。
- 2. 相互尊重に基づく行動
  - ・相互尊重がすべての行動の基本となることをよく理解し、偏見、区別・差別のない、 良好な信頼関係を築く。

#### Ⅱ. 社会との関係

- 1. 高い企業倫理の保持と人権の尊重
  - ・社会の一員としての自覚を持ち、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人として の良識と責任をもって行動する。
  - ・人権を尊重し、社会的身分、性別、信条、心身の障害等に基づく差別をしない。

## 2. 社会貢献

・ステークホールダー (株主、社員、取引先、地域社会等) との友好関係を築くとと もに、豊かな地域社会の実現のため積極的な社会貢献を推進する。

#### 3. 献金·寄付

・違法な献金・寄付は行なわない。

## 4. 反社会的勢力への対応

- ・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。
- ・反社会的勢力、及び反社会的勢力と関係のある企業とは、一切取引をしない。

# Ⅲ. 取引先(顧客、購入先、委託先・下請先)、競争先との関係

- 1. 業務の品質向上
  - ・顧客満足度100%を目指し、提供するサービス業務の品質の向上に、日々努力する。
- 2. 独占禁止法の遵守
  - ・いかなる状況にあっても、カルテルや談合、優先的地位の濫用等の独占禁止法違反と なる行為を行なわず、公正で自由な企業間競争をする。
- 3. 顧客における各種業法他の遵守
  - ・受託或いは派遣の業務に関わる役員・社員は、顧客が遵守すべき各種業法、並びに顧客と取り交わした契約類を理解してそれを遵守する。
- 4. 購入先、委託先・下請先との適正な取引
  - ・取引においては、良識と誠意をもって接し、公平かつ公正な扱いをする。
  - ・不当な買い叩き、不当な受領拒否・返品、不当な支払遅延等はしない。また、下請法 を遵守する。
- 5. 不正競争の防止
  - ・いかなる理由があっても、不正な手段により他社の機密を入手・使用しない。
  - ・不正な手段により取得されたものであること、またはその恐れがあることを知りながら、他社の機密を取得・使用しない。
- 6. 贈答·接待
  - ・公務員やこれに準ずる者に対し、その職務に関し金銭、贈物、接待他の経済的利益 を供与しない。
  - ・取引先社員他との間で、社会的通念を超える金銭、贈物、接待他の経済的利益 の授受をしない。

#### Ⅳ. 株主、非常勤役員との関係

- 1. 会社法に基づく対応
  - ・法が定める重要事項は、株主総会、取締役に付議・公開して、審議・決定するものとする。

・取締役会の構成メンバーは、取締役会を形骸化させることなく、求められる監理・監督機能を果たすものとする。併せて、知りえた事実・情報によるインサイダー取引は 行なわない。

## V. 役員、社員との関係

- 1. 人権尊重、差別禁止
  - ・鋭い感性と豊かな個性をもつ役員・社員がその能力を十分発揮できるようにお互 いに相手を尊重するとともに、自由に意見を交え、開かれた明るい職場環境を作る。
  - ・人権を尊重し、社会的身分、性別、信条、心身の障害等に基づく差別をしない。
- 2. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントの防止
  - ・性的な嫌がらせ、或いは他人に性的な嫌がらせと誤解されるおそれのある行為を行 なわない。
  - ・相手に不快感を与える言動や行為は行なわないとともに、他人もこれを行なわない ように防止する。
  - ・職権等のパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格や人間性 を否定するような言動や行為を行なわない。
  - ・公序良俗に反する言動や行為により、職場の健全な風紀、環境、秩序をみださない。
- 3. プライバシーの保護
  - ・業務上知り得た役員・社員並びに社外者の個人情報またはプライバシーについて は、業務目的のみに使用し、関係者以外に漏洩しないように厳重に管理する。
- 4. 労働関係法の遵守
  - ・労働基準法や労働安全衛生法他の労働関係法を遵守し、安心・安全で、働きやすい 職場の整備を図るとともに、役員・社員の健康の維持に努める。
  - ・労働者派遣法を遵守し、適正な人材派遣に努める。

## VI. 会社、会社財産との関係

- 1. 就業規則等の社内規程・制度の遵守
  - ・就業規程を遵守し、定められた禁止事項を一切しない。
  - ・各社内規程・制度、並びにルール・取決事項を遵守する。
- 2. 適正な会計処理
  - ・法令に適う会計・経理処理を行なう。
  - ・帳票類(支払伝票、売上伝票等)へは適正な金額を記載する。虚偽または誤解を 招く記載を行なわない。
- 3. 利益相反行為、及び公私のけじめ
  - ・競合他社・取引先のため、自分のため等で、会社の利害に反する、乃至反すると思 える・見えることは行なわない。

- ・会社の財産(資産、情報等)を業務以外の目的のために使用しない。
- ・会社の承認を得ることなく、他の職業に従事しない。
- 4. 政治・宗教活動の禁止
  - ・会社内(取引先内も含む)で、個人的な政治活動や宗教活動をしない。
- 5. 機密管理
  - ・会社の機密管理及び個人情報は、厳重に管理し、これを第三者に漏洩しない。
  - ・取引先や第三者から開示を受けた機密情報及び個人情報も同様に厳重に取り扱う。
- 6. 情報システム
  - ・会社の情報システムは業務のためのみに使用し、個人的な目的のために使用して はならない。
  - ・会社の情報システムに関わる I Dやパスワードは厳重に管理する。
  - ・他人の ID やパスワードを盗用したり、社内外のコンピューターシステムへの不正 なアクセスは行なわない。
- 7. 知的財産権の保護
  - ・コンピューターソフトフェアーの無断コピー等の他人の知的財産権を侵害するような行為をしない。

#### WI. 報告・調査及び処分

- 1. 報告·相談
  - ・この行動指針に違反する行為を発見したときは、「コンプライアンス規程」や「セクシュアルハラスメント防止について(対応フロー表)」等に基づき、通報・報告・相談する。
- 2. 事実確認調査
  - ・役員・社員は、違反の有無に関する事実確認調査に協力する。
- 3. 処分
  - ・事実確認調査により、違反行為が明らかになった場合、違反者及びその監督責任 者は、就業規則等に基づく懲戒処分を受けることがある。
- 4. 報告保護者の保護
  - ・取締役会及びコンプライアンス委員会は、違反行為に関する通報・報告を行なった或いは事実確認調査に協力した役員・社員が不当な扱いを受けないよう最善の注意を払う。

以上